

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第五章 農民組合総同盟の結成まで

第三節 新農民団体結成準備会

右社農村議員団では、とりあえず出来る範囲で統合をおしすすめることに決定し、つぎのような方針で日農、全農、全農連の三者会談を推進することとした。

(農民組合新統合方針要旨)

- (1) 同一政党支持の同一性質農民団体、たとえば社会党本部派支持の日本農民組合と全国農民組合は統合する(即時合同に進むのが理想的であるが、いろいろ困難な理由があるから、連合の形式で統合を行う)。
- (2) その農民団体すなわち日本社会党本部支持以外の農民組合および開拓者連盟などの特殊農民団体とはできるだけ提携して共同闘争を行う。

また右の統合方針によれば、第一段階として日農社会党右派系の新農村建設派や全農など、いわゆる民主社会主義や協同社会主義の線にそうすべての農民団体は連合体(農民総同盟)をつくり、組織の手順としてはまず全国的組織として結成し、しだいに下部組織の参加をまって拡充強化するというのである。またこの新農民団体はそれぞれの区域における全国的農民組織(日農、全農、全農連等)またはその支部連合会、地方単独農民組合等によって構成され、新団体は各農民団体書記局の派遣員によって連絡をとり、また独自の事務局をもつことになっている。新団体と参加農民団体との関係については、「新団体は参加せる農民団体の自主的活動を妨げないが各農民団体共通の全国的な活動目標については出来るだけ連合団体を通じて活動を一本化し、団体活動の重心を漸次連合体に移すよう措置する」ことになった。最後に不参加の他団体(開拓連等)とは必要に応じ共闘する、というのである。なお「農村建設新聞」第二四号(一九五二・二・一一)に発表された組織活動方針を次に掲げる。

(農民団体組織活動方針)

一、組織の階層的基盤

新農民団体は、過去の小作階層を基礎とした階級的農民組織でなく、耕作農民のあらゆる階層をふくむ新農村建設の自主的農民組織とする。あらゆる階層をふくむ耕作農民の組織ということは区域内の全耕作農民を対象とする全体主義的組織方針をとる意味ではない、いわゆる全村組織と異なりあくまで自主的な同志的組織とする。ただその階層的基盤を従来の小作農から小作農をふくむ全耕作農民にひろげ、小作農の利害は

何等制約されることなく包括されるものとする。

## 二、活動目標

過去の農民運動が主として土地所有権をめぐる地主小作の対立闘争を中心として行われたのに対し、新農民団体は主として都市資本ならびに都市資本を代弁する限りにおいての国家権力を対象として農民の利益を擁護する組織とする。

但し農村内部においても保有小作地または山林等の賃貸借関係が残存する限り、階級的利害対立は存在するから、これらの問題について生産農民＝すなわち小作人の立場に立って戦うことはいうまでもない。

## 三、活動の分野(一)－農政活動

新農民団体は農業協同組合が主として、農民のための経済活動を中心とする事業を行うに対し、農政面における農民の利益を代表する活動を行う(税金、供出、米価、就労問題等)。農民組合の行う農政活動は、耕作農民の職能的基盤のうえに行われるものであるから、国民的基盤のうえに政策を決定する政党の政治活動と異なる。また政党が直接間接に政権を担当して政策の実現をはかるのに対して、農民団体はこれに外部から働きかけ、要望する政策の推進をはかる役割をもつ。

いままで農政活動といわれたものに、かつての帝国農会によって代表された政府の農業政策に協力する民間活動がふくまれ、しかも政府が補助金を支出してこれを推進することが行われていたが、農民組合の行う農政活動は、あくまで政府とは独立に耕作農民の自主的な政治的利益代表活動として行われるべきものである。

## 四、活動の分野(二)－教育活動

新農民団体は、農政活動のかたわら教育宣伝活動を行い、農民に対する啓蒙宣伝、指導者の養成を行う。

農村の政治的、経済的、文化的なあらゆる立遅れは、農村の意識水準の低いことと、有能な指導者を欠如していることにもとづく点が多いから、農民組合は、その自主的立場から、文化、教育活動を積極的に行うことがのぞましい。

## 五、活動の分野(三)－新農村建設活動

新農民団体は、その活動を通じて新農村建設の基盤となる使命を果すものとする。

すなわち自治体、農協その他の機関と表裏一体となって、農民の利益をつねに代弁するとともに、あらゆる機関を農村ボスの支配から農民大衆の手に収めることによって、農村の民主化をはかる。

自治体、各種委員会、農協等に対する農民団体の役割は、その背後にあって、推進し、監視し協力することである、農民団体のバックのない、これらの機関は容易にボスによって支配されることになる。

## 六、団体の構成

新農民団体は耕作農民の自主的組織であるから、加入脱退は自由とする。

但し役員については、農民以外の者も農民である会員の選挙によって就任できるようにすることが運営上都合がよい。

## 七、組織の単位

新農民団体は、農業の生産的構造からして、町村または部落を単位とする地域組織とする。そして同一地域の併存をさまたげないものとする。

## 八、組織の連合

新農民団体は、農業の地域的特殊性と、団体の自主性を考慮して、最下部単位組合の自主性をできるだけ尊重し、上部組織は市町村、郡、道府県、全国の段階においてそれぞれ連合組織をつくる。

## 九、団体の種類

新農民団体は、一般的利益を代表する一般農民団体(農民組合)と、特殊的利益を代表する特殊農民団体(開拓者連盟、煙草耕作人組合、農事研究会等)とする。

### 一〇、政党との関係

農民団体の政党支持または政治活動の自由をみとめる。

ここでいう政党支持の自由とは政治的中立ではない。むしろ進んで自由に政党を支持することを意味する。しかしこれは一定の政党によって支配されるとか固定的な支持関係におかれることでない。農民団体は一定の民主的手続を経て自主的に支持政党をきめる意味である。

共産党が農民組合にわりこみ、これを支配する目的をもってとなえた政党支持の自由は、大衆をして自由に政党を支持することをさまたげ、むしろこれを引離す意図のもとに主張されたものであって、このような政党支持自由の主張の悪用は民主的農民運動にとってゆるされない。政党と農民団体との職能の分化を明確にすることは必要である。したがって農民団体が政党に代って全国的な選挙運動の母体となることはしない。但し選挙にあたって推進的活動を行い、また支持政党に対し、積極的な応援活動を行うことは妨げない。

### 一一、日常活動

新農民団体が行う日常活動はおよそ次の如きものである。

- 1 農政活動—国、地方公共団体またはその議会等に対して行う請願、陳情
- 2 団体交渉—国、地方公共団体またはその出先機関に対する交渉、農地、山林その他の所有者に対する賃貸借関係の交渉
- 3 教育活動—学校の経営、講習会、新聞、雑誌、パンフレットその他の方法による啓蒙宣伝

新農民団体の日常活動には、かつての農民運動のように、全国的に共通する大きな目標がなくなったといわれるが、それは土地問題およびそれにつながる小作料の問題が一時的に解決されたというだけで、その他あらゆる政治的・経済的問題で、農民的立場から取上げねばならぬ問題は数限りなくある。たとえば山林使用権設定の問題、農産物検査の問題、共済保険査定の問題、課税標準率決定の問題等、問題はそれが全国的に共通の問題であるか、地方的な問題であるかでなく、農民個々の当面する問題を組織を通じていかに有効に且つ献身的に戦うかどうかにある。

### 一二、農民団体法

農民団体法に規定する主たる事項は次のごときものとする。

- (1) 耕作農民に対する団結権、団体交渉権に関する事項
- (2) 団体の設立ならびに役員選出、その他団体運営の民主的手続に関する事項
- (3) 会員の加入及び脱退の自由に関する事項
- (4) 経費(会費)の徴収に関する事項
- (5) 連合組織に関する事項
- (6) 政党支持ならびに政治活動の自由と政党支持の民主的手続に関する事項

さらに翌一月六、八両日、三農民団体の統一運動関係者は、右の方針にもとずき総同盟結成の具体的問題を協議して全国に呼掛けるため会合したが、当日の出席者は次の通りで、いわゆる

反共新農民団体がいかなる分野を統合するかを示している。

全農(組織団体として参加)平野、永井、細田、中世古、今里、沼田、杉山、松永、井上  
日農(いわゆる新農村建設派で、秋田、山形、群馬、東京、神奈川、宮城、福島、栃木、石  
川、広島、大分、鹿児島等の参加が予想された)三宅、川俣、石井、中村、富吉  
全農連(北海道、長野、三重、福岡の一部)吉田、中沢、東その他の単独組合(岩手、静岡、  
滋賀、兵庫)

両日の会合で、農民組合総同盟の綱領、規約、運動方針要綱案が決定された。これによると、総同盟の構想は、参加各農民団体は解体せずにそのまま参加し、各団体の連合体として活動するが、第二段階として次第に活動の中心を総同盟自体の組織に移すことが予定されている。すなわち当面第一段階として各農民団体の自主性を尊重し連合体組織にするが、第二段階としては独自の同盟組織を形成して農民戦線を統一してゆこうという考えである。なおまた総同盟は、府県、都、市町村区域において各団体の連合体として組織され、既存組合のない地区では、新たに総同盟参加の新農民組合をつくることを計画している。また総同盟の正式の結成は一九五三年二月を予定し、それまでに各農民団体によびかけ、十一月二十九日全国代表者会議を開催し、足並みをそろえることに決定したのである。

またこれまでに決定をみた農民組合総同盟の構想のうち、注目すべき点は、組織対象を「耕作農民のあらゆる階層」として、小作農、貧農を中心とする階級的組織とは明確に区別し、また指導精神として「反共反ファッショ」といいながら重点はあくまで反共産主義であり、この線で主体性派日農の左派勢力を「容共的」として排撃している。また活動分野を農政活動、教育活動、新農村建設活動の三分野にわけ、資本主義の圧迫から全農民を守り、すすんで「農業の社会主義化を図る」といつている。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---